

旅券(パスポート)用写真 についてのお知らせ

詳しくは下記の外務省ホームページをご覧ください。外務省旅券課、各都道府県及び市区町村の旅券事務所窓口、海外においては日本国大使館又は総領事館にお問い合わせください。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

外務省領事局
旅券課
令和7年3月

旅券用写真の規格は、渡航等に関する国際機関である国際民間航空機関(ICA0)の勧告に基づいて定められています。旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認をする上で非常に重要です。

渡航者は、不適当な写真を用いた場合には、出入国の際にトラブルになる可能性があります。

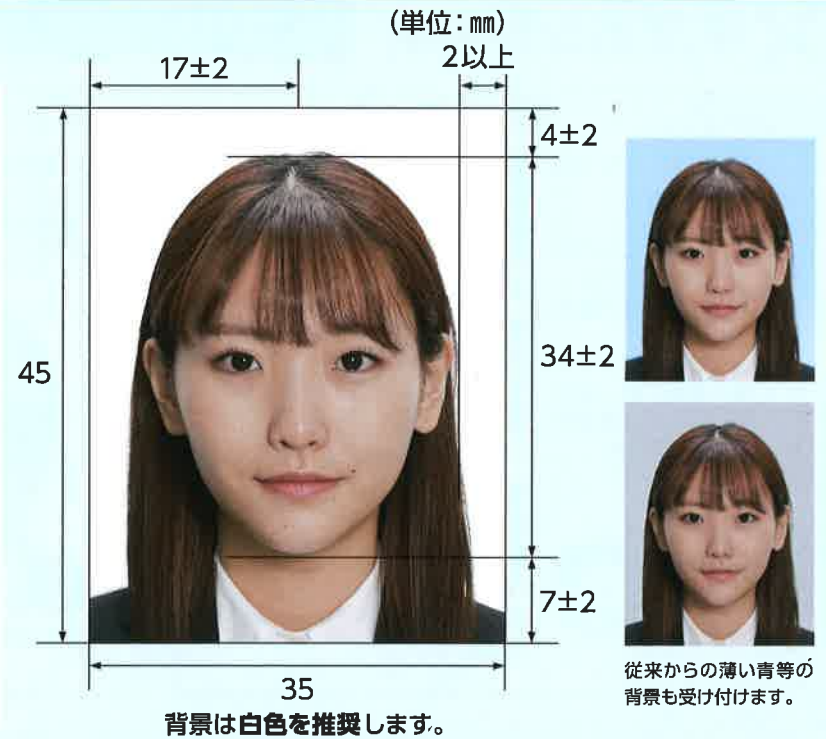
また、渡航先国によっては、入国審査等の際に、顔認証技術を用いて渡航者の本人確認を行うこともあります。

したがって、旅券用写真が上記の国際規格に従うものであることが不可欠です。旅券用写真を提出していただくにあたり、このお知らせに記載している事項に従い準備をお願いいたします。

○ 適当な写真例

- 必須事項**
1. 申請者(請求者) 本人のみが正面を向いて撮影されたもの
 2. 申請日から6か月以内に撮影されたもの
 3. 縁なしで右記寸法を満たすもの
(顔の寸法は頭頂から顎まで。縦横比の維持が難しい場合は横幅を優先すること。)
 4. 無帽であるもの
(申請者(請求者)の申出により、旅券法令に従い、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことが認められる場合を除く。)
 5. 背景(影を含む)がないもの
 6. 輪郭が露出しているもの
 7. 写真裏面に申請者(請求者)の氏名が記入されたもの
(写真表面に筆跡が浮き出ないこと。)
 8. 目の周辺が下記条件を満たすもの

目の周辺の条件
目の周辺(右図の四角枠内側)に、髪の毛、マスク、眼鏡、つけまつげ、まつげエクステ等の一部、或いはその影が入ってこないようにすること。



✗ 不適当な写真例

不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。

服装・装飾品等



帽子やヘアバンド等により顔部が隠れているもの



大きな装飾品や、装飾品で目、耳、鼻、唇等が隠れているもの



カツラ(ウィッグ)等により実際の容姿や雰囲気が変わるもの



タートルネック、パーカーのフード、首を覆うもの等、衣服等により顔等の顔の一部が隠れているもの



顔の輪郭が隠れるもの



髪が目にかかっているもの

顔の向き、表情等



傾いているもの



横を向いているもの



口角が上がる等により実際の容姿と著しく異なるもの



位置が片寄っているもの

背景※



背景が柄模様であったり、凹凸のあるクロスが写り込んでいるもの



背景に異物が写り込んでいるもの



背景の色が濃いもの



頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの

※背景と顔(髪)とのコントラストをはっきりさせること。